

# 燃油価格高騰対応省エネ支援事業費補助金交付要領

制定 令和7(2025)年12月12日 生振第576号

## (趣旨)

第1条 県の交付する燃油価格高騰対応省エネ支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するものほか、この要領の定めるところによる。

## (交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
燃油価格高騰対応省エネ支援事業費補助金	燃油削減に取り組む施設園芸農家を支援する。	農業者の組織する団体が、燃油価格高騰対応省エネ支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき行う燃油削減に資する機器の導入に要する経費又は作型転換に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内。 ただし、1経営体当たり100万円/10aを限度とする。	農業者の組織する団体

## (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
燃油価格高騰対応省エネ支援事業費補助金	燃油価格高騰対応省エネ支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興事務所長が別に定める日

## (補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。

## (軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費の30パーセントを超える増減
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更又は解散

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長の承認を受けようとする場合に  
は、変更承認申請書（様式3）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を  
農業振興事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金 の名称	提出すべき 報告書の名称	様式	部 数	報告書に添付 すべき書類の 名称	様式	部 数	提出期限
燃油価格 高騰対応 省エネ支 援事業費 補助金	燃油価格高騰 対応省エネ支 援事業費補助 金状況報告書	規則の 別記様 式第2	1	状況報告書	様式4	1	農業振興 事務所長 が別に定 める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金 の名称	提出すべき 報告書の名称	様式	部 数	報告書に添付 るべき書類 の名称	様式	部 数	提出期限
燃油価格 高騰対応 省エネ支 援事業費 補助金	燃油価格高騰 対応省エネ支 援事業費補助 金実績報告書	規則の 別記様 式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式1 2 様式2	1 1	農業振興 事務所長 が別に定 める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金 の名称	提出すべき 請求書の名称	様式	部 数	請求書に添付すべき書類の 名称	部 数	提出期限
燃油価格 高騰対応 省エネ支 援事業費 補助金	燃油価格高騰 対応省エネ支 援事業費補助 金交付請求書	規則の 別記様 式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	農業振興 事務所長 が別に定 める日

(補助金の交付の特例)

第10条 規則第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
燃油価格高騰対応省エネ支援事業費補助金交付請求書	燃油価格高騰対応省エネ支援事業費補助金交付請求書	概算払請求様式	1	1 交付決定通知書の写し 2 状況報告書	1 1	農業振興事務所長が別に定める日

(帳簿及び証拠書類の保管)

第11条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該交付事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限期間)

第12条 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項について、別に知事が定めるものとする。

附 則（令和7（2025）年12月12日付け生振第576号）

- 1 この要領は、令和7（2025）年12月12日から実施する。
- 2 この要領は、令和9（2027）年3月31日をもってその効力を失う。